

この書面をよくお読みください。

入塾契約約款

当塾では、法人名の「合同会社 Amistad」のかわりに、屋号である「学習塾 Baker Street」を用いて入会などの手続きを行わせていただく場合があります。同書面は、「特定継続的役務」に該当する可能性がある「入塾契約」に関する約款ですが、一部は当塾が提供するその他の契約にも適応されます。

1. 契約の成立

学習塾 Baker Street（以下乙という）への入塾・契約申込者（以下甲という）は、各契約書内容及び以下の条項を承諾したうえで入塾及び諸契約の申込を行い、乙がこれを承諾した際に契約が成立します。

2. 役務の提供及び対価の支払

- ① 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導計画・カリキュラムなどに沿った内容の役務を提供します。
- ② 甲は、授業料など契約書に記載された金額を、乙の定める方法で納入期限までに支払います。
- ③ 役務の対価として受け取る授業料などの費用は、乙が年度ごとに別紙に定め公開します。

3. 学習指導の形態

契約書に記載の指導形態の定義は、以下の通りです。

- ① 集団授業とは、一人の講師が複数の同学年生徒からなる集団に対して行う一斉指導を指します。
- ② 個別指導とは、一人の講師が同時に二名までの生徒に対して行う学習指導・学習活動指導・学習管理を指します。
- ③ 集団個別併用とは、①と②双方の授業を受講する際の契約区分のことで、指導形態の定義は①と②の通りです。
- ④ 小学生コースとは、一人の講師が一名から複数名（上限に定めなし）の生徒に対して同時もしくは交互もしくは一斉に行う学習指導・学習活動支援・学習管理を指します。

4. 学習指導の実施場所と実施日時

乙は、「入塾契約書」に記載された校舎（住所）において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、他の場所へ移動することがあります。また、授業は乙が指定した日時に実施されます。但し、乙がやむを得ないと判断した場合は、当日であっても授業日時を変更することがあります。

5. 学習指導期間と契約期間

- ① 入塾契約の期間は1ヵ月で、甲または乙による別段の意思表示がない限り月ごとに自動更新されます。また、その期間は最長で1年（12ヶ月）としますが、甲または乙による別段の意思表示のない限り、契約はその後も自動更新されます。ただし、進学ならびに進級などにより学費の変更が生じる場合には、契約は自動更新せず、新たに「入塾契約書」もしくは「入塾契約変更届」を作成するものとします。
- ② 「入塾契約書」で合意した契約内容の一部を変更することに乙と甲が合意した際は、その証明として「入塾契約変更届」を作成します。
- ③ 授業料などの変更が一時的なものである場合は、乙は甲の合意のもと、書面による契約変更手続きを省略することがあります。

6. 関連商品

乙は、特定継続的役務を提供するうえで必要な関連商品を甲に販売します。関連商品は、教材（教科書・問題集・参考書などの総称）と模試（学力診断テストを含む）です。

7. 退会処分

以下のいずれかに該当する場合は、乙は甲に退会処分を命じることがあります。その際、乙は甲に対し返金措置を講じず、また、入塾契約書の【特約・条件等】に記載の条件を満たす月までは甲に対価を請求します。

- ① 授業の進行を妨害している、または雰囲気著しく乱れていると運営管理者または講師が判断した場合。
- ② 無断欠席・遅刻が度重なる場合。
- ③ 教室の備品や金品、あるいは講師や他生徒の私物や貴重品を窃盗した場合。
- ④ 学費が期日までに納入されず、かつその後の催促にもかかわらず納入されないことが3ヵ月続いた場合。

8. クーリング・オフに関する事項

- ① 甲は、乙が入塾契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面によって契約を解除することができます。既に引き渡された教材（関連商品）の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価、その他の金銭の支払義務はありません。既に対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかに全額の返還を受けることができます。
- ② 前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信したときに成立します。
- ③ 契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
- ④ 講習受講契約など、特定継続的役務に該当しない短期間の役務提供契約における申込後の契約破棄に関しては、当約款ではなく、その契約（申込）書面の記載に準ずるものとします。

9. 中途解約に関する事項

- ① 甲は、クーリング・オフ期間経過後においても特定継続的役務契約を解除（中途解約）することができ、契約解除日と返金に関する措置は、「入塾契約書」の記載の条件に従うものとします。ただし、急な転居、怪我等による入院、そのほか通塾が困難と認められる事由による中途解約については、記載の条件を満たしていない場合でも、中途解約もしくは返金の措置を受けられるものとします。その場合、役務の停止日は乙と甲の協議のうえで決定し、乙は、提供済みの役務分の対価、指導関連、教材費・模試代、以外の費用を甲に返金します。
- ② 講習受講契約など、特定継続的役務に該当しない短期間の役務契約における申込後の契約破棄は、同書面ではなく、その契約（申込）書面の記載に準ずるものとします。
- ③ 返金は、甲が指定する方法で速やかに実施するものとしますが、中途解約日から最大2ヶ月の猶予があるものとします。

10. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

11. 個人情報保護

契約時に乙が収集した甲の個人情報は、乙が役務を提供する目的にのみ使用するものとし、役務の提供に関係しない第三者への情報提供・共有は行いません。乙が書面にて甲より同意を得た場合に限り、乙が甲の学業成績、合格実績などを、得た同意の範囲内で広告活動に使用します。

12. 紛争の解決

- ① 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他、本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- ② 入塾契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

13. 学費の保全

お支払いいただく学費には、法的な保全措置を講じません。

14. 役務の提供期限と振替授業の扱い

乙もしくは甲のやむを得ない事情により授業を予定日に実施できなくなった場合、その補填は返金ではなく「振替授業」で行われます。ただし、以下に該当する場合は、乙には「振替授業」を実施する義務がなくなります。

- ① 元々の授業予定日から3か月を経過したとき。
- ② 乙が事前に定め公開している規定や基準がある場合、その規定に反しているとき。

2022年8月：改訂・施行



〒543-0002
大阪市天王寺区上汐 3-1-6
イオ上本町ビル7階
合同会社 Amistad（学習塾 Baker Street）
代表：木村 泰隆、塩崎 匡兵
Tel:070-1762-2815